

令和6年度
市民みんなで創る音楽祭
企画提案募集要項
【自主事業枠】

令和6年3月
生駒市教育委員会

【自主事業枠】市民みんなで創る音楽祭企画提案募集要項

1 目的

市民みんなで創る音楽祭事業(以下「音楽祭事業」という。)は、生駒市主催の事業として、広く生駒市民を対象として音楽を身近に親しむ機会を提供し、地域の文化芸術の振興や活性化、青少年の豊かな情操を育むとともに、地域の音楽活動のさらなる広がり、発展を目指し開催するものです。

この目的に合致した文化芸術事業を自主的に行う非営利団体から事業提案を受け、選定された事業を音楽祭事業と位置づけ、市が一定の支援を行うことで本市の文化芸術を支える人材の拡充や音楽文化のさらなる活性化を図ります。

2 公募する事業内容

上記「1」の音楽祭事業の目的に合致した文化芸術事業で、次に示す項目のいずれかに該当する企画提案とします。

- (1) 国内外のプロアーティストの演奏や歌を通じて質の高い芸術を市民に提供すること。
- (2) 本市に在住、または本市と縁のある出演者（プロ・アマチュア）を起用し、演奏や歌を通じて質の高い芸術を市民に提供すること。
- (3) 市民に馴染みのある楽曲を取り入れ、幅広い世代の市民が関心をもって楽しめる内容であること。
(例)乳幼児を連れて参加ができたり、親子や三世代で楽しむことができること。
(例)青少年が音楽と触れ合い、豊かな心を養うことができること。
(例)働く世代の参加を促し、地域で音楽を楽しむ機会を提供できること。

3 応募できる団体

音楽公演を企画・運営できる非営利団体（実行委員会の形式を含む）とし、次に掲げる事項を満たす団体とします。

- (1) 代表者あるいは役員が生駒市民である（または、日常的な活動の拠点が生駒市内にある）団体であること。もしくは、生駒市民を主たる出演者とする企画を提案できる団体であること。
- (2) 企画提案書の提出日までに、文化芸術事業を自ら企画し実施した実績が1回以上あり（今回の応募を機に実行委員会や団体を新たに立ち上げる場合は、その構成員が過去に実施した事業実績を含むものとします。）、会則・規約等を有すること。
- (3) 提案事業を円滑かつ確実に運営できる人員を有し、業務実施体制が確保されていること。
- (4) 実行委員会の形式で実施する場合は申請時点で実行委員会が発足していること。
- (5) 会計処理、事業報告書の作成を適切に行うことができること。

4 応募できない事業

次の各号に掲げるものは応募できません。

- (1) 営利を目的とする内容の事業
- (2) 生駒市から直接、補助金等の交付を受けている事業
- (3) 政治的・宗教的活動を目的とする内容の事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体その他反社会的活動を行うおそれのある団体による事業
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの
（例：成果発表会に類する事業、外部団体等による企画制作事業の買い取り公演等）

5 事業の実施期間

令和6年11月1日（金）から令和7年3月15日（土）まで

※広報紙10月号に「市民みんなで創る音楽祭」の開催記事を掲載予定です。

6 事業の実施方法

（運営経費）

入場料収入（※）、その他団体の収入をもって事業の必要経費に充当するものとします。市から団体への補助金等の支払はありません。

※ 入場料は、3,000円を上限として任意で設定することができます。

なお、高校生以下はできるだけ無料としてください。

（市の支援）

- ・生駒市生涯学習施設を会場とする場合、公演当日の会場を事前に予約します。その際、公演前日17時から本番終了までの会場使用料は不要です。
- ・広報紙に公演開催に関する記事を掲載します。
- ・他の音楽祭の公演と同様に、「市民みんなで創る音楽祭」のリーフレット及びポスターに掲載します。

7 説明会

音楽祭の提案にかかる説明会を下記の3日程で行います。いずれも説明会の内容は同じです。（説明会に出席できなくても応募できます。）

(1) 日時 ※いずれも1時間～1時間30分程度

- ・令和6年3月26日（火）15時～
- ・令和6年3月26日（火）19時～
- ・令和6年3月27日（水）10時～

(2) 場所 生駒市役所（4階）403・404会議室

(3) 内容 企画提案募集要項についての説明及び質疑

※説明会後の質問については、次項に示す方法により質問書を提出してください。電話やメールでの問い合わせや、生涯学習課窓口での口頭による質問に対しては回答できませんのでご注意ください。

8 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和6年4月10日（水）17時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、直接持参、郵送、メール又はFAXで提出すること。締切後の質問は受付けませんのでご了承ください。
- (3) 回答日：令和6年4月19日（金）15時頃
- (4) 回答方法：生駒市公式ホームページに掲載

9 企画提案書等の作成及び提出

※ご提出いただいた書類（CDやDVDを含む）は返却できません。

- (1) 提出期間
令和6年4月19日（金）～ 令和6年5月13日（月）17時まで（必着）
- (2) 提出場所
生駒市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課（市役所3階42番窓口）
- (3) 提出方法
持参又は郵送によること。
なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。
- (4) 提出書類・必要部数
 - ① 企画提案書提出届（様式2-1） 原本1部
 - ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本1部
 - ア 会則・規約（任意様式）
団体の名称、目的、活動内容、役員構成、会員の条件、運営方法等、基本的事項が明記されたもの。
 - イ 役員名簿（任意様式）※氏名と住所が明記されたもの
 - ウ 類似事業の実績調書（様式3-1）
企画提案書の提出日までに、文化芸術事業を自ら企画し、実施した実績（直近の主な事業）を記載してください。
※実績となる事業のチラシ、パンフレット、写真、DVD等を添付してください。
 - エ 企画提案書（様式4-1）※様式以外で詳細を示す資料がある場合は添付可。
 - オ 収支予算書（様式6-1）
 - カ 施設調査表（様式7-1）
※生涯学習施設を使用する場合のみ提出してください。

10 企画提案書の作成要領（様式4-1）

多彩で良質な文化芸術にふれ、幅広い世代の市民の興味をひく内容や、本市の地域特性や人材を活かす内容など、工夫を凝らした企画内容を企画提案書（様式4-1）により提案してください。1団体が提案できるのは、1事業（1公演）です。

(1) 事業名

市民が身近に文化芸術を感じられるような名称、わかりやすく親しみやすい名称を提案してください。※広報紙に掲載できるタイトルは24字まで。

(2) 公募する事業内容

要項に示す3項目のうち提案する企画内容に該当する項目に☑をつけてください。

(3) 開催希望会場・日程

① 市内の生涯学習施設で開催する場合

(ア) 土・日、または祝日開催の場合

たけまるホール、北コミュニティセンター、南コミュニティセンターの大ホールで開催される場合は、以下のいずれかの日程で実施してください。
それ以外の施設（鹿ノ台ふれあいホール、図書会館）、また上記の施設であっても大ホール以外の会場（例：小ホール）での開催を希望される場合は、希望する施設の空き状況を確認のうえ、日時を設定してください。

ただし、以下の日程と重複しない日で設定してください。

たけまるホール 大ホール（定員：928名）

令和6年11月30日(土)・12月1日(日) 9:00~22:00
(29日17:00~)
令和6年12月21日(土) 9:00~22:00
(20日17:00~)
令和7年 1月 18日(土)・19日(日) 9:00~22:00
(17日17:00~)
令和7年 1月25(土)・26日(日) 9:00~22:00
(24日17:00~)
令和7年 2月9日(日) 9:00~17:00
(8日17:00~)
令和7年 2月23日(祝) 9:00~22:00
(22日17:00~)

北コミュニティセンターISTAはばたき はばたきホール（定員：450名）

令和6年12月14日(土)・15(日) 9:00~22:00
(13日17:00~)
令和7年 2月11日(祝) 9:00~22:00
(9日17:00~)

南コミュニティセンターせせらぎ せせらぎホール（定員：306名）

令和7年 2月 1日(土) 9:00~22:00
(1月31日17:00~)
令和7年 3月 8日(土)・9日(日) 9:00~22:00
(7日17:00~)

※ () 内は前日からの仕込み（もしくはリハーサル）の開始可能時間

(イ)平日または上記以外の祝日(11/3・11/23)開催の場合
希望される施設の空き状況を確認のうえ、日時を設定してください。

- ② その他民間施設や店舗等で開催する場合
使用にあたっての場所と日時の交渉、手続きは各団体でお願いします。
なお、開催地は市内に限ります。

※ ①、②いずれの場合も、令和6年11月1日(金)から令和7年3月15日(土)までの期間に限ります。

企画提案書(様式4-1)に、開催を希望する日程について第1希望から第3希望まで記入してください。いずれも実施可能な日程であることが前提となります。

生涯学習施設を使用する場合は施設調査票(様式7-1)も併せて提出してください。

(4) 事業の概要(公演内容の構成)

提案される公演内容について、市民の興味をひくための工夫や、若年層を含めた幅広い年齢層の市民に公演に会場いただくための工夫も含めて詳しく記入してください。

(5) 公演への来場を期待する年代(年齢層)

主に公演に来てもらいたい年代(年齢層)について記入してください。

(6) 目標とする入場者数

会場の定員をもとに、目標とする入場者数を記入してください。

(7) 企画内容のアピールポイント

別紙「審査評価基準」の「2 企画内容」で示した評価項目の内容を十分ご確認いただき、提案する公演の企画内容のアピールポイントについて各評価項目に沿って記入してください。

(8) 出演者構成

主たる出演予定者(団体)の氏名(名称)とプロフィール(特記すべき事項を含む)、これまでの公演実績(開催時期、開催場所、公演内容、入場者数等)を記入してください。「様式3」の過去の公演実績と同様であれば、省略可

(9) 公演全体の構成、所要時間、演奏曲(プログラム)

公演全体の構成、開演・終演の予定時刻を記入してください。(演奏曲未定の場合は可能な範囲で記入してください。)

また、演奏や歌以外(例:劇や舞踊)の演目を取り入れる場合は、公演全体の1/3程度までにしてください。

(10) 集客のための取組・広報計画

市が行う広報の取組以外に、団体独自で行う集客のための取組について記入してください。

なお、市で行う広報の取組は以下のとおりです。

- ・音楽祭事業全体リーフレット・ポスターの作成
(市内公共施設に配布します。学校及び自治会にはポスターを配布します。)
- ・広報「いこまち」・生駒市公式ホームページ・生涯学習課X(旧:twitter)への掲載
- ・報道機関(生駒市市政記者クラブ)への周知 など

11 収支予算書の作成要領(様式6-1)

(1) 収入の部

入場料収入のほか、団体の収入となる項目を記入してください。

(2) 支出の部

事業実施にかかる必要経費を様式の項目を参考に記入してください。

※「舞台費」について

演出内容により、舞台・音響・照明操作を行うスタッフの追加人員の費用。

(参考) 追加人件費の単価表

区分	使用時間	人件費単価
1区分	9:00~12:00、12:00~17:00、17:00~22:00	19,800円(税込)
2区分	9:00~17:00、12:00~22:00	22,000円(税込)
3区分(終日)	9:00~22:00	25,300円(税込)

※ 事務費(イベント保険)について

生涯学習施設以外で開催する場合は、観客を対象としたイベント保険への加入手続きをお願いします。

12 審査方法

審査日程や方法は次のとおりとし、評価基準に基づく審査により選考します。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された企画提案書を別紙「審査評価基準」に基づいて審査し、選考します。

実施時期：令和6年5月下旬～6月上旬

(2) 第2次審査(プレゼンテーション等による最終審査)

第1次審査を通過した団体に対し、企画提案内容を別紙「審査評価基準」に基づいてプレゼンテーション等により評価し、審査します。

実施時期：令和6年6月下旬～7月上旬

※ 具体的な日程や内容の詳細は、対象団体に後日通知します。

(3) 審査結果の通知

令和6年7月中旬に審査結果を書面により通知します。

15 日程

説明会	令和6年3月26日(火) 15時～ 令和6年3月26日(火) 19時～ 令和6年3月27日(水) 10時～
公募期間	令和6年4月19日(金)～5月13日(月)
質問受付締切	令和6年4月10日(水) 17時まで
質問回答	令和6年4月19日(金) 15時頃
企画提案書等受付締切	令和6年5月10日(金) 17時まで
第1次審査	令和6年5月下旬～6月上旬
第2次審査	令和6年6月下旬～7月上旬
結果通知	令和6年7月中旬

16 失格事項

提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 第2次審査（プレゼンテーション等）に出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 提案事業の採択後、提案内容に変更が生じるもの（ただし、日程等の変更等、事業内容の一部変更を本市が認めた場合はこの限りではない。）

17 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出はできません。（ただし、誤字脱字の訂正など軽微なものは除く）
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、次回からの応募はできないものとします。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意されたものとみなします。
- (5) 提出書類は返却しません。生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を行ううえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、開示の時期は受託候補者決定後の開示となります。

- (6) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- (7) 同一のプロアーティストが、同一年度の複数団体の音楽祭事業に出演することはできません。

19 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市教育委員会 生涯学習課 文化振興係（市役所3階4番窓口）

〒630-0288奈良県生駒市東新町8番38号

TEL: 0743-74-1111（内線）3720、3722 FAX: 0743-74-9100

Email: l-learning@city.ikoma.lg.jp（「l」は全て小文字のエルです。）